

一般社団法人匠瑳交通安全協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人匠瑳交通安全協会（以下「本会」という。）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を千葉県匠瑳市に置く。

(目的及び事業)

第3条 本会は、交通道德の普及高揚及び交通事故防止のための交通安全教育を行い、もって交通安全の確保に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 交通事故の防止及び交通道德の高揚のための啓蒙運動
- (2) 交通安全標識の設置及び管理
- (3) 交通関係従事者の指導育成
- (4) 交通関係諸機関との連絡協調
- (5) 交通関係功労者及び優良交通関係従事者の表彰
- (6) 自動車教習所の設置及び経営
- (7) 上記各号に附帯する一切の事業
- (8) その他本会の目的に資するために必要な事業

(公告方法)

第4条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 匠瑳警察署管内（以下「管内」という。）に住所を有し、本会の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 管内に住所を有し、本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会費)

第6条 会員は、会費を負担しなければならない。

2 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(入会)

第7条 本会の正会員になろうとする者は、入会申込書に会費を添えて理事長（第16条第3項に規定する理事長をいう。以下同じ。）に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 本会の賛助会員になろうとする者は、入会申込書に会費を添えて申し込まなければならない。

（退会）

第8条 正会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

2 正会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

（1） 死亡又は解散したとき。

（2） 会費を2年以上納入しないとき。

3 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

（1） この定款その他の規則に違反したとき。

（2） この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（3） その他除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 総会

（総会）

第9条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

（権限）

第10条 総会は、次の事項について決議する。

（1） 正会員の除名

（2） 理事及び監事の選任又は解任

（3） 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認

（4） 定款の変更

（5） 解散及び残余財産の処分

（6） その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事

項

（開催）

第11条 本会の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

2 前項の定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

3 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故もしくは支障があるときは、あらか

じめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

(議長)

第12条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第13条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数の議決権を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の決議の省略)

第14条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会議事録)

第15条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間本会の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員)

第16条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 13名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、2名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(理事及び監事の選定)

第17条 本会の役員は、本会の正会員の中から総会の決議によって選定する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。但

し、選定にあたり理事長職は原則として2期4年迄とする。

(役員任期)

第18条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 役員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長の業務の執行を補佐する。

4 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし常勤の理事長・副理事及び理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で理事会が定める額を報酬として支給することができる。

第5章 理事会

(理事会)

第22条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第23条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第24条 理事会は、理事長がこれを招集し、理事会の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第26条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第27条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第28条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに署名又は記名押印する。

(理事等の責任免除)

第29条 本会は、役員の方法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 基金

(基金の募集)

第30条 本会は、正会員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第31条 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第32条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第33条 基金拠出者に返還する基金の総額について定時総会の決議に基づき、法人法第141条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第7章 定款の変更、解散及び継続

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散の事由)

第35条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 法人の合併
- (3) 正会員が欠けたとき。
- (4) 法人の破産手続開始決定
- (5) 解散を命ずる裁判

(法人の継続)

第36条 前条第1号の場合においては、総会の決議をもって法人を継続することができる。

2 前条第3号の場合においては、理事会の承認による新たに正会員を加入させて、法人を継続することができる。

(残余財産の帰属)

第37条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類及び監査報告書を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は加藤一二三とする。

上記は当法人の定款である。

平成29年 7月 7日

千葉県匝瑳市八日市場イの559番地の1
一般社団法人匝瑳交通安全協会
代表理事 宮内宏己